

## 音更町工業立地促進条例の一部を改正する条例

音更町工業立地促進条例（平成12年音更町条例第12号）の一部を次のように改正する。

第27条第1号中「公社が造成する音更町IC工業団地」を「指定地域」に改める。

### 附 則

#### （施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

#### （経過措置）

- 2 改正後の音更町工業立地促進条例の規定は、この条例の施行の日以後に立地をする事業所等について適用し、同日前に立地をした事業所等については、なお従前の例による。